

小値賀町議会第四回定例会
(第二日目)

一、出席議員

十人

二、欠席議員

なし

十九 八 七 六 五 四 三 二 一

番 番 番 番 番 番 番 番 番

立 伊 岩 浦 小 土 末 宮 松 近

石 藤 坪 辻 川 永 崎 屋 藤

隆 忠 義 英 隆 重 一 良 治 育

教 之 光 明 郎 佳 朗 保 郎 雄

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西
教育長	筒井
会計管理者	谷良
総務課長	西村
財政課長	中川
住民課長	吉元
産業振興課長	熊脇
産業振興課専門幹	蛭子
建設課長	升水
診療所事務長	尾野
教育次長	尾崎
農業委員会事務局長	松本

三 浩 敏 一 之 也 信 也 市 昭 三 充 孝 英 裕 晴 一 勝 一 久 良 英 浩

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 書 記

岩 大
坪 田
百 一
合 夫

五、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第四回定例会

平成二十三年十二月十四日（水曜日）

午前九時三十分

開 議

- 第一 会議録署名議員指名（土川重佳議員・小辻隆治郎議員）
- 第二 議案第六三号 副町長選任の同意について
- 第三 議案第六四号 課の設置に関する条例の一部を改正する条例案
- 第四 議案第六五号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第五 小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

午前九時三十分開議

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・土川重佳議員、六番・小辻隆治郎議員を指名します。

日程第二、議案第六三号、副町長選任の同意についてを議題とします。

会計管理者の退場を求めます。

（会計管理者退場）

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六三号、副町長の選任の同意について、ご説明をいたします。

現在、空席となっております副町長の人事につきましては、四月三十日、町長就任以来、今日まで慎重に人選を進めてまいりましたが、今回、谷 良一氏にお願いすることといたしました。

谷 良一氏は、皆様ご承知のとおり、地方行政のエキスパートとして、役場内の要職を歴任し、町民は勿論、部下からの信頼も厚く、私の右腕として、本町の行政執行に存分に力を発揮してもらえると確信し、副町長として選任したいので、地方自治法第六十二条の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、任期は、平成二十四年一月一日から二十八年十二月三十一日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩坪議員

八番（岩坪義光） 今、町長の説明の中で、二十四年一月一日からという説明がありましたけども、課の設置が四月一日からになっておりますけども、その間のこの出納管理者は、どういうふうな考えを持っておるんでしょうか？誰かが、なんちゅうとかね、二つ兼用するとか、また副町長が代理をするのか、その点をお知らせお願いします。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） その件につきましては、ここで同意をいただきましたら、一月一日付けで庁内の人事異動を行いまして、会計管理者の選任を含めた異動を行うと、そういうつもりでおります。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） 会計管理者を含めて人選ということですが、これは、また後で、課の設置の方で出て来るんで、その時に質疑しようかなと思っただんですが、結局、課長クラスのあれが人数が足らなくなるんじゃないですかと思うんですが、その点どうですか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） その件につきましては、一月一日から三月三十一日まで、兼務が生じる場合があるということでございます。これは、人事のことでございますので、後の議案が解決をしたら、はっきり申し上げたいと思います。

議長（立石隆教） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第六三号、副町長選任の同意についてを採決します。
お諮りします。

副町長選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六三号、副町長選任の同意については、これに同意することに決定いたしました。
しばらく休憩いたします。

（会計管理者入場及び挨拶）

—	休憩	午前	九時	三十五分	—
—	再開	午前	九時	三十六分	—

議長（立石隆教） 再開します。

日程第三、議案第六四号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六四号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

平成二十年四月に策定された「小値賀町行政改革大綱」によれば、組織、機構の簡素合理化について、概略、次のように記載されております。「課の再編については、社会環境の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応でき、住民にわかりやすく、効果的な組織体制が確保できるように、将来を見据えて、類似する役割・機能を持つ組織については、組織の見直し、統廃合を図る。」となっております。

私も全く同感でございます。特に従来の係制度を廃止し、班制度を導入した現在の本町の行政機構では、職員の能力を十分に発揮できる体制になっていないのではないかとの思いをずっと持っておりましたが、役場内の課長会及び係長会の意見を聴取した結果、「現在の五課体制を四課に統合する。具体的には、財政課の業務の殆どを総務課へ集約する。」ということで、私の考えと一致しましたので、今回、改正条例案を議会にご提案した次第でございます。

その他、改正後の四課の組織の形態につきましては、職員の考えも参考にしながら、これから具体化してまいります。一部をご紹介しますと、観光に関する業務が、現在は、総務課と産業振興課の二課の自立推進班、商工観光班、じげもん推進班の三班で担当しており、大変複雑になっておりますので、総務課へ統合する計画でございます。

その他、町民の皆様にも簡素で分かりやすいシステムに機構改革を実施したいと考えております。その詳細な内容については、現在、役場庁舎の改修を計画しておりますので、エレベーターの利用状況等を勘案して、配置図も含め、今年度中に皆様にお示しをしたいと考えております。

施行期日については、平成二十四年四月一日でございますが、人事のこともありますので、本議会へ提案した次第でございます。

以上、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議員

九番（伊藤忠之） ただいまの町長の説明です。財政課を省いた中で、殆どが総務課に移行するという説明がありました。財政課にはですね、財政班、それから税務班、国土調査班があります。この三つの班をですね、それぞれ、どこに移行するのか。そしてまた、産業振興課のじげもん推進班とありますが、そうすると総務課が物凄く膨れ上がるんじゃないかと思うんですが、その点はどう思いますか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） まだ、先程も申し上げましたが、確たるものがある訳ではございませんが、今、言われた産業振興課にあります班、それから財政課にあります二つの班は、まあ一つは、ご承知のように今、係の方も居ないような状態になっております。国土調査班はですね。そういうことで、財政班と税務班とございます。で今ひとつ問題になっているのは、財政班は企画が総務の方にございますので、そこと一緒にするのは、係長会でも課長会でも意見の一致を見ている訳でございますが、税務班につきましては住民課が良いんじゃないかという案と、総務課の方にという案がございまして、今、検討を

しているところでございます。そういうことで、特別、総務課が大きくなるというようなことは無いかと思っております。

議長（立石隆教） 伊藤 議員

九番（伊藤忠之） まあ、その財政班をどのようにするかというように、未だ、はっきり決まっていないうちでですね、例えば今回の、この財政課を削除するという議案にですね、もし私たちが賛同した後にですね、各班をあっちに回したとかこっちに回したとかなった時にですね、我々、今度は、はっきり内容が分からない内にですね、この議案をちよつと議決する訳にはいかないと私は思うんで、中々これは難しいと思うんですが、これ四月一日からですので、未だ、ゆつくりと考える余裕があるんで、三月の定例会までには何とか決めていただければ、ちよつと私たちも今議案は決められないと思うんですが、その点どうですか。

議長（立石隆教） ただいまの意見は、三月の定例会に出すという考えは無かったのかということだろうと思いますが…。

町 長

町長（西 浩三） 三月に出して、それから人事ということになると、大変混雑をいたしますので、先程、提案理由で説明を申し上げたとおり、今議会に提案をさせていただいております。

なお、この新旧対照表が出ておると思いますが、この中に第一条、地方自治法の第百五十八条第七項という規定は、「市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。」とそういう、この場合においては、「その事務処理に当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とか「地方公共団体は、その組織の運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない。」という条項もございます。

そういうことで、私としましては、この条項に基づいて提案するものでございまして、どうしても議員の皆様が、内容が詳細が分かるまで駄目ということであれば、三月まで待つことも吝かではございません。

議長（立石隆教） 小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） ちよつと先程の趣旨がよく分からなかったんですけど、そのエレベーターの設置と課の改廃と、どう関係あるんですか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今までですね、役場の課を配置する時に、出来るだけ、例えば、お年寄りとか農家の方が来やすいようにということ、そういう担当課は一階に置いていた訳です。ところが、エレベーターを設置しますと、お年寄りが二階まで上がれないということも解決が出来ますので、そこら辺も含めてですね、場所に捉われずに変更が出来るんじゃないかと、配置がですね、そういうふうに考えております。

議長（立石隆教） 小 辻 議員

六番（小辻隆治郎） まあ、その点は、明日の補正予算で出て来るとは思うんですけども、それはですね、色んな点で少し考えるべき問題もあるかなと思います。どうしてもエレベーターが要るのかなというような気もします。

議長（立石隆教） えつと……。質疑ですから、意見を述べる場ではありませんので、お間違えの無いように。今は質疑の段階です。

ほかに質疑はございませんか。

伊藤 議員

九番（伊藤忠之） 先程、町長の説明の中でですね、法の地方自治法の百五十八条の三項にはですね、その町が決めた、あれを規定の趣旨に反する修正を行うことが出来ないのが当然であるという文言もあることも分かっていますが、我々としては、本当に内容が分からない内にですね、この議案を議決するということは、私自身がそういう気持ちになれませんので、出来ればですね、三月の定例会に行なっていただければと強く要望しますが、その点、もう一度お願いします。

議長（立石隆教） 伊藤議員、今の話は、この議案を引っ込めて、次にもう一回出せという話ですか？そういうふうにしてはもらえないかという話ですか？

答えられますかね、町長。

もう少し、質問を絞っていただけませんか。

九番（伊藤忠之） この課の財政課を削除するという文言だけではですね、削除して、あとの班をどう回すかということが、もう詳細は分かりませんので、この案にしては、私は納得できませんので、その後ですね、三月の定例会に議案を上程してもらうことを強く要望します。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） その件については、先程、お答えをしたはずでございますので、あとは議会の決定に従うということで

ございます。

議長（立石隆教） ほかに質疑はございませんか。

浦 議員

七番（浦 英明） えーとですよ、この組織図というのが出来ないんですかね。例えば、差し替えしてもらえばと思うんですよね、私は。班がいっぱいありますね、それで名前は書かなくていいですから、例えば、何班、何班、この中に含めるということを組織図でこう出せないんですかね。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 今、議員の言われたのはですね、規則か規定だと思っただけなんですけども、それは先程、申し上げましたように今から作るんですよ、ということでございます。それは、はっきり決まったら作り出すんですけども、先程から説明しておりますように、未だ確たるものはございませんので、そこら辺は、課をとにかく減らして四課にするということは、役場の総意として出来ましたので、ここに提案をしたのでございまして、それは規定等、規則とかにつきましては、私の方の権限でございまして、そこで作らせていただきます。

議長（立石隆教） 浦 議員

七番（浦 英明） 今の答弁、分かりました。

それで、伊藤議員が言うように三月の定例会というまでは私は思っていないんですけども、出来ましたら、町長の権限である組織図を一応、出していただければなど、こういうふうに思ったものから、どうしても出せないと、未だ今、決まっていないということであれば致し方ないと思うんですけど、再度、出来ましたら答弁お願いします。

町長（西 浩三） 休憩をお願いします。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

—	休憩	午前	九時	五十分	—
---	----	----	----	-----	---

—	再開	午前	九時	五十分	—
---	----	----	----	-----	---

議長（立石隆教） 再開します。

町長（西 浩三） お答えいたします。

町 長

先程、副町長の人事も認めていただきましたので、これから馬力をかけて組織図の編成にあたりたいと思っておりますが、今年

中ということは無理だということが事務方からも言われておりますので、一月中にでも出来ましたら、三月議会の前に、臨時会でも開く機会がありましたら、その時に、お示しをしたいと思っております。そういうことで、ご了解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

（執行部、一時退席）

（別室にて、自由討議）

―	―
再	休
開	憩
―	―
午	午
前	前
―	―
十	九
時	時
―	―
三	五
十	十
六	二
分	分
―	―

（執行部、再度入室）

議長（立石隆教） 再開します。

お諮りします。

議案第六四号については、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

よって、議案第六四号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第四、議案第六五号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第六五号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、ご説明をいたします。

現在、本町の教育委員会は、九月議会での同意をいただきました浦 幸一郎教育委員長を含め四名で構成されております。

が、定員が一名不足しており、教育委員会から補充任命の要請もあり、慎重に人選を進めてまいりましたところ、今回、中村好秀氏にお願いすることといたしました。

中村好秀氏は、阿弥陀寺の副住職でもございまして、体育協会テニス部に属する三十六歳のスポーツマンでございまして、人柄は大変まじめで温厚な方で、先の東日本大震災に関しましては、「小値賀町震災支援の会」の会長として、被災地の子どもたちを本町に招待し、心のケアに尽力する等、ボランティア活動にも力を入れており、適任者として任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、任期は前任者の残任任期により、平成二十五年九月三十日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願いをいたします。

議長（立石隆教） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第六五号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第六五号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定いたしました。

日程第五、小値賀町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

小値賀町選挙管理委員会委員には、田中比古右さん、吉野喜昭さん、貞方忠義さん、浦 俊一郎さん、以上の方を指名します。

同じく補充員に、一番・山田泰弘さん、二番・前田利秋さん、三番・原田信幸さん、四番・濱田博幸さん、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました委員に、田中比古右さん、吉野喜昭さん、貞方忠義さん、浦 俊一郎さんを、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。
お諮りします。

先程、議長において指名しました補充員に、一番・山田泰弘さん、二番・前田利秋さん、三番・原田信幸さん、四番・濱田博幸さんを、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、以上の方が順番のとおり、選挙管理委員会補充員に当選されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日、十二月十五日は、午前九時三十分から開議します。

どうもご苦労様ございました。

― 午 前 十 時 四 十 一 分 散 会 ―